第５回

わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ

守山市実行委員会

議案書等資料

日時：令和８年２月３日（火）午後４時 30 分から午後５時 30 分まで
場所：守山市役所　２階　防災会議室

【次第】

１　開会

２　会長挨拶

３　議事

議第１号 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和７年度事業報告(案)

議第２号 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和７年度収支決算(案)

議第３号 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会令和７年度収支決算承認の会長への委任

議第４号 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会解散および会則廃止

４　閉会

【目次】

委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

委員の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

議第１号　わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会令和７年度事業報告(案)・・・・・・５

議第２号　わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会令和７年度収支決算(案)　・・・・・・10

議第３号　わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会令和７年度収支決算承認の会長への委任　・・・・・・・11

議第４号　わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会解散および会則廃止・・・・・・・12

参考資料１　守山市実行委員会会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

参考資料２　守山市実行委員会事務局規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会　委員名簿

（順不同・敬称略）

	分野	団体名	役職	氏名	役員
1	市内各種団体	守山市スポーツ協会	会長	森　貴尉	副会長
2		守山市スポーツ推進委員会	委員長	北脇　辰郎	
3		守山市障害者スポーツ協会	会長	西村　秀樹	
4		公益財団法人 守山市文化体育振興事業団	理事長	田井　繁好	
5		守山市自治連合会	理事	宮嶋　國彦	監事
6	競技団体	滋賀県バレーボール協会	理事長	猪飼　敏之	
7		滋賀県軟式野球連盟	副会長	谷　和彦	
8		滋賀県ソフトボール協会	守山支部理事長	那良　明	
9		公益社団法人 滋賀県サッカー協会	会長	前田　康一	
10		滋賀県エアロビック連盟	会長	井上　武弥	
11		滋賀県ゴールボール協会	副会長	赤渕　義誉	
12		一般社団法人日本生涯 還暦野球協会滋賀支部 滋賀県還暦野球連盟	副会長	牧上　龍司郎	
13	市内経済・ 産業関係	守山商工会議所	会頭	大崎　裕士	
14		守山市観光物産協会	副会長	水野　茂樹	
15		株式会社みらいもりやま21	代表取締役社長	鵜飼　重樹	監事
16		レーク滋賀農業協同組合	守山野洲地区統括本部 守山野洲管理課長	今津　覚	
17	市議会	守山市議会	議長	田中　尚仁	
18	行政	守山市	市長	森中　高史	会長
19			副市長	福井　靖	
20			教育長	辻本　長一	
21			総合政策部長	長谷川　倫人	

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会委員の変更

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則第８条第３項に基づき、令和７年５月13日から令和８年２月３日までの間におけるわたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会の委員の変更について、次のとおり報告します。

（敬称略）

分野	団体名	新任者	前任者
市議会	守山市議会	議長　　田中　尚仁	議長　　渡邉　邦男

議第１号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
令和７年度事業報告(案)

１　わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会の開催

(1) 第４回実行委員会〔令和７年５月13日（火)〕

令和６年度事業報告・収支決算、令和７年度事業計画・収支予算等

(2) 第５回実行委員会〔令和８年２月３日（火)〕

令和７年度事業報告・収支決算等

２　わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催概要

(1)　国スポ滋賀県成績

ア　総合成績（都道府県）

天皇杯（男女総合成績）			皇后杯（女子総合成績）		
順位	都道府県名	得点	順位	都道府県名	得点
１位	滋賀	2488	１位	滋賀	1244.5
２位	東京	2354.33	２位	東京	1128.33
３位	京都	1730.5	３位	京都	986

イ　競技別総合成績（本市開催競技）

競技名	天皇杯（男女総合成績）	皇后杯（女子総合成績）
サッカー	19位	９位
バレーボール	６位	２位
軟式野球	９位	―
ソフトボール	３位	１位

(2) 守山市開催競技

ア　国スポ（正式競技）

競技名	競技会場	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
サッカー（少年男子）	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）	748	1,257	8,011	10,016
	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	104	111	620	835
バレーボール（少年女子）	守山市民体育館	611	1,068	6,725	8,404
軟式野球（成年男子）	守山市民球場	96	279	1,403	1,778
ソフトボール（少年女子）	守山市民球場 守山市民運動公園ソフトボール場	280	663	3,139	4,082

イ　国スポ（公開競技）

競技名	競技会場	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
エアロビック	守山市民体育館	252	50	300	602

ウ　国スポ（デモンストレーションスポーツ）

競技名	競技会場	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
還暦軟式野球	守山市民球場 守山市民運動公園市民スポーツ広場	180	33	162	375
ﾐｯｸｽﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ	守山市民体育館	185	25	53	263

エ　障スポ（正式競技）

競技名	競技会場	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
サッカー（知）	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）	426	640	1,008	2,074

オ　障スポ（オープン競技）

競技名	競技会場	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
ゴールボール	守山市民体育館	140	82	154	376

３　競技会開催および準備等に係る取組事項

(1) 総務企画関係

ア　企業協賛

協賛総数	47 者	**協賛総額**	約 17,500,000 円

イ　売店の出店

物販	7 者	**飲食**	14 者

ウ　ふるまいの実施

ふるまい提供事業者	26 者	**提供個数（1 日当たり）**	200～400 個

※1 日あたりの提供数は試合スケジュールにより変動

エ　ボランティア従事者数

競技名	従事期間	延べ人数
バレーボール	令和 7 年 9 月 28 日～10 月 1 日	137 人
ソフトボール	令和 7 年 9 月 29 日～10 月 1 日	82 人
サッカー	令和 7 年 10 月 3 日～7 日	68 人
軟式野球	令和 7 年 10 月 4 日～5 日	40 人

オ　学校・園取組

取組内容	人数・数量等
学校観戦	1,572 人

応援横断幕	33 枚
	34 枚
応援のぼり	75 枚
花栽培(プランター)	80 個

カ　お成り（高円宮妃久子殿下）

日程	御訪問内容	御訪問先
令和７年 10 月３日	サッカー競技御覧（国スポ）	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）
令和７年 10 月 27 日	サッカー競技御覧（障スポ）	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）
	御視察	伊勢遺跡史跡公園
	御昼食会	守山市役所

(2) 広報関係

ア　啓発物品等

物品等	数量	備考
バックパネル	２個	
メモ帳	1,000 枚	
ステッカー（もーりーデザイン）	1,000 枚	
横断幕	１枚	炬火イベント用
軍手	150 束	炬火イベント用
ステッカー（競技別デザイン）	1,200 枚	
路面シート	２箇所	市民体育館、ビッグレイク
ガラスシート	４枚	市民体育館（４競技分）
郵便ポストラッピング	２箇所	守山駅東口、ピエリ守山

イ　イベント実施

イベント名	日程	場所	内容
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催100日前記念イベント	令和７年６月14日(土) ６月15日(日)	守山市民ホール 守山市民運動公園	トップアスリート講演会・教室 各種体験ブース等
炬火イベント	令和７年６月27日(金)	伊勢遺跡史跡公園	火起こし体験 炬火式

ウ　その他広報活動

項目	内容
広報もりやまチラシ挟み込み	６月１日号　：開催 100 日前記念イベント周知 ９月 15 日号：本大会周知

(3) 宿泊医事衛生関係

ア　配宿人数

競技	配宿人数（選手・監督）	配宿人数（競技役員）
バレーボール(少年女子)	1,838 人	50 人
ソフトボール(少年女子)	861 人	39 人
サッカー(少年男子)	3,556 人	34 人
軟式野球(成年男子)	384 人	5 人
合計	6,639 人	128 人

イ　弁当調達数

競技	競技会場	種類	合計
バレーボール（少年女子）	守山市民体育館	支給	821 個
		斡旋	137 個
ソフトボール（少年女子）	守山市民球場 守山市民運動公園ソフトボール場	支給	505 個
		斡旋	141 個
サッカー（少年男子）	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）	支給	882 個
		斡旋	676 個
	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	支給	127 個
		斡旋	71 個
軟式野球（成年男子）	守山市民球場	支給	150 個
		斡旋	146 個
合計			3,656 個

ウ　救護実績

競技名	競技会場	骨折	捻挫	脱臼	裂創	口腔内外傷	その他	合計
バレーボール（少年女子）	守山市民体育館						２人	２人
サッカー（少年男子）	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）	１人	１人			１人	１人	４人
	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場				１人			１人
軟式野球（成年男子）	守山市民球場			１人			２人	３人
合計		１人	１人	１人	１人	１人	５人	10 人

※ソフトボール(少年女子)については、救護実績なし

(4) 輸送・警備関係

ア　輸送利用車両数（バス台数）

競技	区分	台数
バレーボール(少年女子)	選手等	22 台
	一般観覧者	17 台
ソフトボール(少年女子)	選手等	13 台
	一般観覧者	5 台
サッカー(少年男子)	選手等	48 台
	一般観覧者	57 台
軟式野球(成年男子)	選手等	11 台
	一般観覧者	7 台
学校観戦		28 台
合計		208 台

イ　警備人数

競技名	競技会場	区分	合計
バレーボール (少年女子)	守山市民体育館	AD チェック警備	43 人
		観客誘導警備	12 人
		夜間警備	8 人
ソフトボール (少年女子)	守山市民球場 守山市民運動公園ソフトボール場	AD チェック警備	24 人
		夜間警備	8 人
サッカー (少年男子)	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）	AD チェック警備	24 人
		夜間警備	12 人
	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	AD チェック警備	5 人
		駐車場警備	4 人
軟式野球 （成年男子）	守山市民球場	AD チェック警備	8 人
		夜間警備	8 人
合計			156 人

議第２号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
令和７年度収支決算（案）

【収入の部】

科目	予算現額			決算額	差引額	摘要
	予算額	流用更正額	計			
市負担金	451,000,000	0	451,000,000	454,550,913	3,550,913	守山市負担金、共催市負担金
繰越金	9,395,580	0	9,395,580	9,395,580	0	令和6年度からの繰越金
雑収入	46,420	0	46,420	52,606	6,186	利息
合計	460,442,000	0	460,442,000	463,999,099	3,557,099	

【支出の部】

科目	予算現額			決算額	差引額	摘要
	予算額	流用更正額	計			
総務費	678,000	364,000	1,042,000	936,682	105,318	
事務局費	678,000	364,000	1,042,000	936,682	105,318	事務用品、印刷費、郵送料、振込手数料
開催推進費	12,492,000	△ 92,000	12,400,000	10,227,835	2,172,165	
調査費	822,000	0	822,000	181,870	640,130	中央競技団体協議、抽選会・選考会
広報啓発事業費	11,670,000	△ 92,000	11,578,000	10,045,965	1,532,035	広報啓発物品、イベント開催費
開催運営費	446,272,000	△ 272,000	446,000,000	284,330,497	161,669,503	
大会総務費	188,550,000	△ 362,000	188,188,000	128,774,291	59,413,709	輸送交通、弁当、配宿、識別用品等
歓迎おもてなし費	9,702,000	190,000	9,892,000	9,265,749	626,251	無料ふるまい、ドリンク、記念品等
行幸啓・お成り費	23,825,000	0	23,825,000	6,180,685	17,644,315	ロイヤルボックス、金属探知機、警備費等
サッカー開催事業費	112,292,000	0	112,292,000	75,002,724	37,289,276	会場設営費、警備費等
バレー開催事業費	41,237,000	0	41,237,000	27,283,780	13,953,220	会場設営費、警備費等
軟式野球開催事業費	21,702,000	0	21,702,000	8,579,141	13,122,859	会場設営費、警備費等
ソフトボール開催事業費	48,164,000	0	48,164,000	28,930,127	19,233,873	会場設営費、警備費等
デモスポ開催事業費	800,000	△ 100,000	700,000	314,000	386,000	会場設営費、警備費等
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	
合計	460,442,000	0	460,442,000	295,495,014	164,946,986	

【収入】463,999,099円　―　【支出】295,495,014円　＝　168,504,085円

執行残額168,504,085円については市予算に戻入予定

会 計 監 査 報 告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則第 13 条の規定に基づき、審査に付された令和７年４月１日から令和８年１月 29 日までの収支決算に関する関係書類ならびに諸帳簿については、正確に処理されていることを認めます。

令和８年１月 30 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会

監 事　宮嶋國彦

鵜飼重樹

議第３号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
令和７年度収支決算承認の会長への委任

令和７年度収支決算については、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則第13条の規定にかかわらず、委員会の会議に代えて会長が決算の承認を行うこととする。

議第４号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
解散および会則の廃止

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会については、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則第２条に規定する目的を達成したため、同会則15条の規定に基づき、令和８年３月31日をもって、同実行委員会を解散し、同会則等を廃止する。

参考資料１

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

（目的）

第２条　実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポにおいて、守山市が開催する競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第３条　実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 競技会の開催、運営に必要な方針および計画の決定に関すること。

(2) 競技会の開催に係る準備に関すること。

(3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。

(4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。

(5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。

(6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事務および事業事項に関すること。

第２章　組織

（組織）

第４条　実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(1) 守山市を代表する者

(2) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者

(3) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第５条　実行委員会に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長　１名

(2) 副会長　若干名

(3) 監事　２名

（役員の選任）

第６条　会長は、守山市長をもって充てる。

２　副会長および監事は、他の委員からの承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の職務）

第７条　会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

３　監事は、実行委員会の財務を監査する。

（任期等）

第８条　委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

２　会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

３　会長は、前２項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

４　委員等は、無報酬とする。

第３章　会議

（会議）

第９条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

２　会議の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。

３　会議は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定および改廃に関すること。

(3) 事業計画および事業報告に関すること。

(4) 予算および決算に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

４　会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

５　会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人

に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

6　会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7　会長は、必要に応じて会議に参考人を招き、意見を聞くことができる。

8　会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を議会の議決に代えることができる。

第４章　会長の専決処分

（会長の専決処分）

第 10 条　会長は、会議を招集するいとまがないとき、または会議の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2　会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

第５章　事務局

（事務局）

第 11 条　実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局に事務局長およびその他の職員を置く。

3　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第６章　会計

（経費）

第 12 条　実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

（収支予算および収支決算）

第 13 条　実行委員会の収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

（会計年度）

第 14 条　実行委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日までとする。

2　実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第７章　解散

（解散）

第 15 条　実行委員会は、第２条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決を経て解散するものとする。

２　実行委員会が解散するときに有する残余財産は、守山市に帰属するものとする。

第８章　補則

（委任）

第 16 条　この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この会則は、令和５年５月 15 日から施行する。

参考資料２

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（以下「会則」という。）第11条第３項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第２条　実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、守山市総合政策部に置く。

（所掌事務）

第３条　事務局の所掌事務は、別表第１のとおりとする。

（職員）

第４条　事務局に別表第２の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる守山市職員をもって充てる。

２　前項に定める職員のほか、必要に応じ非常勤職員および臨時職員等を置くことができる。

３　前２項の職員（以下「職員」という。）は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任命する。

（職務）

第５条　事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

２　副局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　事務局次長は、副局長を補佐し、副局長に事故があるとき、または副局長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（服務）

第６条　職員の服務については、守山市職員服務に関する規程（昭和30年１月15日訓令第２号）の例による。

第２章　決裁

（決裁事項）

第７条　会長の決裁事項は、次のとおりとする。

(1) 実行委員会の会議（以下「会議」という。）の招集に関すること。

(2) 会議に付すべき事項に関すること。

(3) 実行委員会の委員等の委嘱に関すること。

(4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。

(5) その他特に重要であると認められる事項に関すること。

（専決事項）

第８条　事務局長および事務局次長は、別表第３に掲げる事項を専決するものとする。

２　前項の規定に関わらず、特に重要または異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

（代決）

第９条　決裁権者が不在のときは、別表第４の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第３章　文書の取扱い

（文書の管理および取扱い）

第 10 条　文書には、「国障守実委」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

２　処理済の文書は、事務局において編さんし、別に定める期間保存しなければならない。

３　会則第 15 条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を守山市へ引き継ぐものとする。

４　前３項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、守山市文書管理規程（平成 10 年７月１日訓令第６号）の例による。

第４章　公印

（公印）

第 11 条　実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体および用途は、別表第５のとおりとする。

２　前項の公印は、事務局次長が管理する。

３　この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、守山市公印規則（昭和 63 年９月１日規則第 24 号）の例による。

第５章　財務

（旅費および費用弁償）

第 12 条　職員の旅費の額およびその支給方法については、守山市職員の旅費に関する条例（昭和 30 年１月 15 日条例第 13 号）の例による。

２　市外に在住または在勤している実行委員会の委員等が、会議への出席のために、市外から鉄道および路線バスを利用して旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。

３　前２項の規定に関わらず、緊急の場合またはその例により難いものについては、事務局長が別に定めるところによる。

（予算）

第 13 条　事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

２　事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第 14 条　事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

２　会則第 13 条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第 15 条　事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

２　出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第 16 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（その他財務に関する取扱い）

第 17 条　この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、守山市財務規則（昭和 39 年７月１日規則第６号）その他の守山市の財務に関する規則等の例による。

第６章 補則

（委任）

第 18 条　この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

付 則

この規程は、令和５年５月 15 日から施行する。

別表第１（第３条関係）

所掌事務
(1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。 (2) 会議の開催運営に関すること。 (3) 実行委員会の事業計画および事業報告に関すること。 (4) 実行委員会の予算および決算に関すること。 (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第２（第４条関係）

事務局長	総合政策部長
副局長	総合政策部次長（スポーツ振興課等担当）
事務局次長	総合政策部スポーツ振興課長
事務局職員	総合政策部スポーツ振興課職員

別表第３（第８条関係）

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答および報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員、臨時職員等の任免手続きに関すること。	○	
(3) 非常勤職員、臨時職員等の服務に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○

(5) 旅行の命令に関すること。	委員等、副局長、事務局次長	事務局職員、非常勤職員、臨時職員等
(6) 予算の執行に関すること。	１件の予定価格が500万円以上のもの	１件の予定価格が 500 万円未満のもの
(7) その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの

別表第４（第９条関係）

決裁権者	代決者
会長	会長があらかじめ指名する実行委員会副会長
事務局長	副局長
事務局次長	事務局次長があらかじめ指名する職員

別表５（第 11 条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会長之印	正方形	27 ミリメートル	てん書	会長名をもってする文書
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局長之印	同上	24 ミリメートル	てん書	事務局長名をもってする文書